

水道管布設等工事における受注者の要件等について（お知らせ）

糸島市が発注する水道施設工事※¹のうち配水管などの水道管布設等工事は、ライフラインである上水道管路を維持・整備する重要な工事であることから、水道管布設等工事における配管工事の技術力確保を明確にするため、令和8年度（一部、令和9年度）から受注者の要件及び主任技術者・監理技術者の要件、配管技能者等の配置と雇用について、下記のとおりとしますのでお知らせします。

資格及び資格者を有していない建設業者は、早期の資格取得をお願いします。

記

1 対象工事

原則、全ての水道管布設等工事（一部除外あり。除外する場合、仕様書等にて明記します。）

2 適用時期

令和8年4月以降に発注する工事

3 受注者の要件

受注者の要件は以下のとおりとします。

《必須資格》

- 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する水道施設工事業の許可を受けていること。
- 水道施設工事に係る経営事項審査（経審）の結果が有効であること。

《給水工事がある場合》

- 水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項に規定する指定給水装置工事業業者の糸島市指定を受けていること。

4 主任技術者・監理技術者の要件

主任技術者・監理技術者の要件は、以下のとおりとします。

建設工事の種類 (建設業法別表)	建設業の業種 (建設業法別表)	技術者	資格
水道施設工事※ ¹	水道施設工事業	監理技術者※ ² (建設業法第26条第2項)	① 1級土木施工管理技士 ② 国土交通大臣特別認定者
		主任技術者 (建設業法第26条第1項)	① 1級土木施工管理技士 ② 2級土木施工管理技士（土木） ③ 技術士（上下水道部門、衛生工学部門（水質管理、廃棄物管理）、総合技術監理部門（上下水道部門、水質管理、廃棄物管理）） ④ 指定学科+実務経験※ ³ （3年または5年） ⑤ 実務経験※ ³ （10年）

※1 水道施設工事

建設工事の例示（建設省計建発第46号(昭和47年3月8日)別表)に基づき、『取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事』を指す。

※2 監理技術者

水道施設工事についての『監理技術者資格者証』を実務経験にて取得している場合、監理技術者の配置が不要な工事については、主任技術者となり得る10年間の実務経験として、取り扱うこととする。

※3 実務経験

別紙、『実務経験証明書』を提出すること（Excel データを水道課から配布）。現在使用している『経歴書』の職歴の欄には、【別紙『実務経験証明書』記載のとおり】と記載すること。記載する内容は、水道施設工事についての実務経験とする。なお、同一期間において、他の建設工事の種類に従事実績がある場合、その期間は、『水道施設工事』の実務経験に含めることはできない。

また、『実務経験証明書』は月単位で記載することとし、例えば、実務経験 10 年の記載が必要な場合、合計が 120 月以上となるように、作成すること。

5 配管技能者の配置が必要な工事と資格

配管技能者の配置が必要な工事と資格は、次表のとおりとします。

(A)～(C)の工事内容ごとに、次の資格を有する者の配置が必要です。

工事内容	必要な資格		備考	適用
(A)給水工事	2 つ と も	① 給水装置工事主任技術者 ② 給水装置工事配管技能検定会合格者「工事に必要な管種」	(公財)給水工事技術振興財団	令和 9 年度 から
(B)口径 500 mm 未満の耐震継手管の水道管布設等工事	い ず れ か	① (公社)日本水道協会配水管技能登録者「耐震継手」	耐震継手	適 用 中
		② (一社)日本ダクタイル鉄管協会継手接合研修会受講者「耐震管」	耐震管口径 450 mm 以下	
(C)水道配水用ポリエチレン管の水道管布設等工事	配水用ポリエチレンパイプシステム協会 施工講習受講者		配水用ポリエチレンパイプシステム協会	適 用 中

(A)②については、上表の他、「水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む。）」、「職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 44 条に規定する配管技能士」、「職業能力開発促進法第 24 条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者」、「(公財)給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者及び給水装置工事配管技能者講習会修了者証（平成 23 年度まで発行）・給水装置工事配管技能検定会合格者証（平成 28 年度まで発行）、旧給水装置工事配管技能者認定協議会発行の給水装置工事配管技能者認定証（平成 28 年度まで発行）」も可。

6 配管技能者等の雇用関係等

- (1) 配管技能者等は、3 か月以上継続して直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限ります。
- (2) 配管技能者等は、建設業法第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を兼ねることができる。

7 その他

- (1) 証明書・登録証等に有効期限があるものについては、その有効期限内のものに限り有効とします。
- (2) 実務経験証明書について、虚偽の記載をすると、建設業法違反となり建設業法に基づく監督処分を受けたり、糸島市では指名停止等の措置をとる場合があります。

<お問合せ先>

糸島市役所生活環境部水道課

TEL: 092 - 332 - 2082 ・ E-mail: suido@city.itoshima.lg.jp